

紀美野町第2回定例会会議録

令和2年6月9日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和2年6月9日（火） 午前9時00分開議

- | | | |
|------|-----------|---|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | | 会期の決定について |
| 第 3 | | 諸般の報告について |
| 第 4 | 報告第 1 号 | 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について |
| 第 5 | 議案第 4 6 号 | 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 4 7 号 | 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 5 5 号 | 物品購入契約の締結について |
| 第 8 | 議案第 4 8 号 | 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 4 9 号 | 紀美野町税条例の一部を改正する条例について |
| 第 10 | 議案第 5 2 号 | 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第 11 | 議案第 5 3 号 | 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 12 | 議案第 5 0 号 | 紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 13 | 議案第 5 1 号 | 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 14 | 議案第 5 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 第 15 | 議案第 5 6 号 | 訴えの提起について |
| 第 16 | 議案第 5 7 号 | 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第4号）について |
| 第 17 | 議案第 5 8 号 | 令和2年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 第 18 | 議案第 5 9 号 | 令和2年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）について |

- 第 1 9 議案第 6 0 号 令和 2 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 0 議案第 6 1 号 令和 2 年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 2 1 議案第 6 2 号 令和 2 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 2 議案第 6 3 号 令和 2 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 2 3 議案第 6 4 号 令和 2 年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
-

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで

○議員定数 1 2 名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	桐 山 尚 己 君
3 番	藤 井 基 彰 君
4 番	上 柏 皖 亮 君
5 番	七良浴 光 君
6 番	田 代 哲 郎 君
7 番	西 口 優 君
8 番	北 道 勝 彦 君
9 番	向井中 洋 二 君
1 0 番	美 野 勝 男 君
1 1 番	美 濃 良 和 君
1 2 番	伊 都 堅 仁 君

○欠席議員

2 番 廣 瀬 隆 一 君

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	東 中 啓 吉 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企画管財課長	坂 詳 吾 君
住 民 課 長	仲 岡 みち子 君
税 務 課 長	湯 上 増 巳 君
保健福祉課長	森 谷 善 彦 君
産 業 課 長	吉 見 将 人 君
建 設 課 長	米 田 和 弘 君
教 育 次 長	曲 里 充 司 君
会 計 管 理 者	坂 昌 美 君
水 道 課 長	長 生 正 信 君
まちづくり課長	山 本 訓 永 君
美 里 支 所 長	(山 本 訓 永) 君
代表監査委員	菊 本 邦 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長	中 谷 昌 弘 君
次 長	井戸向 朋 紀 君

開 会

○議長（伊都堅仁君） 皆さん、おはようございます。

廣瀬議員から、欠席届が出ていますので、報告します。

○議長（伊都堅仁君） ただいまから、令和２年第２回紀美野町議会定例会を開会
します。

（午前 ９時００分）

○議長（伊都堅仁君） これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（伊都堅仁君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定によって、１０番、美野勝
男君、１１番、美濃良和君を指名します。

◎日程第２ 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、上柏皖亮君。

（議会運営委員長 上柏皖亮君 登壇）

○議会運営委員長（上柏皖亮君） 皆さん、おはようございます。

去る６月２日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上
げます。

会期は、本日から２３日までの１５日間とし、再開日は１６日、１７日、１９日、及
び２３日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は６月１０日午後２時までといたしたいと思います。

次に、総務文教常任委員会を６月１１日午前９時３０分から、産業建設常任委員会を
６月１２日午前９時３０分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日、本会議終了後に開催したいと思います。

次に、議会活性化特別委員会を６月１６日、本会議終了後に開催したいと思います。

次に、広報編集特別委員会を６月１６日、議会活性化特別委員会終了後に開催したい

と思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り上げ、また繰り延べる場合もありますので、よろしく願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

(議会運営委員長 上柏皖亮君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から23日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月23日までの15日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長(伊都堅仁君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告が提出されています。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

次に、本日までに受理した陳情はお手元にお配りしました陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託しましたので御報告します。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 皆さん、おはようございます。

それでは、開会に当たりまして、一言御挨拶並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位をはじめ関係者の皆様方には、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、開会の運びとなりましたことに心より厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大が少し落ち着き、去る5月25日に緊急事態宣言が解除されたところではありますが、第2波への備えを怠ることなく対応していかなければならないと考えております。また、大雨などの自然災害に備えなければならない時期になっ

てまいりました。コロナウイルス感染にも配慮した避難所開設などさらなる緊張感を持って取り組んでまいりますので、議員各位の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、第1回から第3回の臨時会で御承認いただいた主な支援策について御報告をさせていただきます。

まず、1人10万円の特別定額給付金と町独自の1人1万円の生活支援給付金について、6月8日現在で、申請率は97%、給付率は95%を超えています。マスクの配布につきましては、配布率は94%を超え、順調にお配りすることができ、町民の皆さんに喜んでいただいているところでございます。また、町内の農家を含む事業所向けの協力給付金の申請は、6月1日から受付を開始したところ、8日間で330件を超える申請を受け付け、一日も早く支給できるよう進めているところでございます。

また、町民1人当たり5,000円分の紀美野町商品券を配布する事業につきましては、業務を商工会に委託し、6月10日頃から世帯主様宛にレターパックにて郵送できるよう準備を進めているところであります。取扱店等につきましては、町民の利便性を考慮して、商工会の加盟店に加え、医療機関、コンビニ、農協など町内の150を超える店舗で利用できるようになってございます。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症の防止策として、緊急事態宣言が発せられ、経済活動が長期間停滞し、住民の生活に大きな影響が生じたことに伴いまして、町三役の給料を7月から3か月の間、10分の1に減額する条例案を上程いたしております。

さて、この定例会に上程いたしている案件は、議案第46号から議案第64号までの19件であります。

町長、副町長及び教育長の給与等条例を含む条例の一部改正の案件が8件、星の動物園プラネタリウム棟新築工事の請負契約の締結についての案件、小型動力ポンプ普通積載車購入契約の締結についての案件、訴えの提起についての案件、令和2年度紀美野町一般会計並びに特別会計の補正予算に係る案件が8件でございます。後ほど、担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御可決をいただきますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君）

次に、一般質問の通告は6月10日、午後2時までに提出願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 報告第１号 紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について

○議長（伊都堅仁君） 日程第４、報告第１号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について議題とします。

報告をお願いします。企画管財課長、坂君。

（企画管財課長 坂 詳吾君 登壇）

○企画管財課長（坂 詳吾君） 皆さん、おはようございます。それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況を御報告させていただきます。

紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類の表紙を御覧ください。

報告第１号、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について。

地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和２年６月９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

表紙より２枚めくっていただきまして、１ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度紀美野町土地開発公社事業報告書でございます。

１．一般事項の（１）理事会決議事項についての実績報告でございます。

令和元年度では２回の理事会を開催してございます。

令和元年５月３１日の第１回理事会では、平成３０年度決算についての議決をいただいております。

令和２年３月２６日の第２回理事会では、令和２年度予算についての議決をいただいております。

次に、（２）役員に関する事項でございます。

まず、ア．役員の異動に関する事項につきましては、令和元年５月１３日に１名の理事が辞任され、新たに平成３１年４月１日に８名の理事が、令和元年５月１４日に５名の理事及び１名の監事が就任をされてございます。

次に、イ．役員名簿でございます。令和２年３月３１日現在での役員名簿を掲載してございます。理事長と筆頭理事を含む理事１５名、監事２名、計１７名の名簿でございます。

次に、２ページをお開きください。

（３）行政官庁認可等に関する事項について。令和元年６月１５日に理事の変更登記

を和歌山地方法務局に提出し、認可をいただきました。また、6月11日の紀美野町議会第2回定例会におきまして、平成30年度経営状況の報告をさせていただきました。

次に、2. 業務でございます。

(1)の土地取得状況及び(2)の土地処分状況につきましては、土地の取得及び処分の実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなっております。

(3)の土地造成事業収益でございますが、実績はございませんでしたので、面積、取得原価ともゼロとなっております。

次に、(4)の土地保有状況でございます。公有地取得事業用地につきましてはゼロとなっております。特定土地等事業用地につきましては1,966.57平方メートル、取得原価566万5,899円でございます。これにつきましては、野上中学校より南の貴志川沿いの下佐々字飛ノ瀬995-1番地に保有している用地でございます。福井檜山団地宅地造成用地1,255.14平方メートル、4,359万4,919円は、福井字檜山1111-7番地ほか4筆でございます。

以上、合わせまして3,221.71平方メートル、4,926万818円でございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

損益計算書でございます。

1. 事業収益及び2. 事業原価につきましては、実績がございませんでしたので、事業総利益につきましてはゼロ円でございます。

3. 販売費及び一般管理費につきましては36万5,885円でございます。この内訳につきましては、福井檜山団地内の防犯灯LED取替え工事で10万440円。手数料として福井檜山団地の販売時の登記手数料が3万4,560円。広告宣伝費としてチラシ作成及び新聞の折り込み費用で12万1,000円。委託料としまして福井檜山団地の除草作業委託で5万9,885円、それから法人町民税の5万円でございます。

次に、4. 事業外収益、(1)受取利息は1,931円でございます。この内訳につきましては、普通預金利息16円と定期預金利息1,915円でございます。(2)雑収益はございません。

次に、5. 事業外費用もございません。経常損失36万3,954円でございます。当期純損失につきましては、事業総利益ゼロ円から経常損失36万3,954円を差し引いた36万3,954円でございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

貸借対照表でございます。

資産の部、1. 流動資産でございますが、(1) 現金及び預金が1,993万6,735円、(2) 公有用地はございません。(3) 特定土地が566万5,899円、(4) 完成土地が4,359万4,919円、流動資産合計は6,919万7,553円でございます。

2. 固定資産はございませんので、資産合計6,919万7,553円でございます。

負債の部につきましてはございません。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

資本の部でございます。

1. 資本金。(1) 基本財産500万円。ながみね農業協同組合において定期預金として保有してございます。

2. 準備金につきましては、(1) 前期繰越準備金6,456万1,507円、(2) 当期純損失36万3,954円、準備金合計が6,419万7,553円、資本合計は資本金と準備金の合計6,919万7,553円。負債資本合計6,919万7,553円でございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

財産目録でございます。

資産の部でございますが、流動資産の合計が6,919万7,553円。この内訳は普通預金93万6,735円、定期預金が1,400万円、基本金の定期預金が500万円、特定土地1,966.57平方メートル、566万5,899円、完成土地1,255.14平方メートル、4,359万4,919円でございます。固定資産はございません。資産合計6,919万7,553円でございます。

次に、負債の部でございますが、流動負債、固定負債ともにございません。負債合計はゼロ円でございます。資産合計から負債合計を差し引いた差引純資産は6,919万7,553円でございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

キャッシュフロー計算書となっております。

内容につきましては、I. 事業活動によるキャッシュフロー、その他の業務支出はマイナス36万5,885円、小計がマイナス36万5,885円となっております。利

息の受取額 1,931 円で、事業活動によるキャッシュフローはマイナス 36 万 3,954 円でございます。

IV. 現金及び現金同等物増加額はマイナス 36 万 3,954 円でございます。

V. 現金及び現金同等物期首残高は 2,030 万 689 円でございます。

VI. 現金及び現金同等物期末残高は 1,993 万 6,735 円でございます。

次に、8 ページから 9 ページにかけまして附属明細表として費目別明細表の一覧を掲載させていただいてございます。内容につきましては、さきの内容と同様となりますので、省略をさせていただきます。また、最後のページに令和 2 年 4 月 27 日に、監事による監査を実施していただいた決算監査意見書を添付させていただいてございます。

以上、簡単でございますが令和元年度紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9 時 22 分)

再 開

○議長 (伊都堅仁君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9 時 22 分)

◎日程第 5 議案第 46 号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 5、議案第 46 号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。産業課長、吉見君。

(産業課長 吉見将人君 登壇)

○産業課長 (吉見将人君) おはようございます。それでは、議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 46 号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を、次のとおり

改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、農地利用最適化交付金事業交付要綱に基づき、農地利用の最適化の推進に向けた活動支援を目的とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、現在の基本報酬とは別に報酬を上乗せして支払うため、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の改正を行うものでございます。

次の2ページを御覧ください。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてでございます。

お手元にお配りしております、条例の一部を改正する条例等に係る新旧対照表の1ページも併せて御覧ください。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考、農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬については、予算の範囲内で紀美野町農業委員会の委員等の報酬の加算額支給に関する規則に定める報酬を加算することができる。

今回の改正につきましては、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員が、農地法第6条の各項に基づく担い手への農地集積活動や遊休農地の発生防止解消活動などの活動実績により、追加で報酬を支給することができるようにするための改正でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第46号の説明とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

(産業課長 吉見将人君 降壇)

◎日程第6 議案第47号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第7 議案第55号 物品購入契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第6、議案第47号、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を

改正する条例について及び日程第7、議案第55号、物品購入契約の締結について（令和2年度小型動力ポンプ普通積載車整備事業）を一括議題とします。

説明を願います。消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） それでは、議案第47号から御説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きください。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由。

消防本部、消防署庁舎の建設に当たり、庁舎建設に関して、審議するための紀美野町消防庁舎建設検討委員会を設置するため、関係条例の改正を行うものである。

議案書の4ページを御覧ください。

新旧対照表は2ページから4ページとなりますので、併せて御覧いただきたいと思えます。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例及び紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正。

第1条、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

別表文化センター運営委員会委員の項の次に、次のように加える。

紀美野町消防庁舎建設検討委員会委員、日額6,000円。

紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正。

第2条、紀美野町執行機関の附属機関に関する条例の一部を、次のように改正する。

別表、町長の部に次のように加える。

紀美野町消防庁舎建設検討委員会、消防本部・消防署庁舎の建設に関し必要な事項に

についての審議に関する事務。

附則、この条例は公布の日から施行する。

今回の改正について、簡単に御説明を申し上げます。

先ほど、提案理由で申し上げましたとおり、紀美野町消防本部・消防署庁舎を建設するため、建設候補地と必要な事項を審議するため、紀美野町消防庁舎建設検討委員会を設置したいと考えています。

これに伴い、第1条は地方自治法第203条の2の規定に基づき、紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例別表の改正を行うものでございます。

第2条は地方自治法第138条の4、第3項に基づき、町の執行機関の附属機関として、当該検討委員会を設置するため、紀美野町執行機関の附属機関に関する条例別表の改正を行うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御解決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第55号の説明をさせていただきます。

議案書の22ページをお開きください。

議案第55号、物品購入契約の締結について。

次のとおり、物品購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的 令和2年度、小型動力ポンプ普通積載車整備事業。

契約方法 指名競争入札。

契約金額 615万7,030円。

契約の相手方 和歌山市園部1430番地4、株式会社山口商会和歌山支店支店長 山口久彦。

紀美野町消防団第10分団に配備後26年経過した小型動力ポンプ普通積載車を更新配備するものでございまして、詳細につきましては、議案説明資料3、4ページのとおりでございます。御審議の上、原案どおり御可決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第8 議案第48号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正す

る条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第8、議案第48号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明をお願いします。総務課長、細峪君。

（総務課長 細峪康則君 登壇）

○総務課長（細峪康則君） それでは、議案書の5ページをお開きください。

議案第48号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が地域経済及び町民の生活に多大な影響を受けていることを踏まえ、町長、副町長及び教育長の給料月額を減額するため、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次の、6ページを御覧ください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を、改正する条例でございます。

お手元に配付しております新旧対照表5ページも併せて御覧をください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を、次のように改正します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、町長、副町長及び教育長の給料月額は、令和2年7月1日から9月30日までの3か月間、それぞれ10分の1減額するものでございます。町長につきましては、職員の不祥事の監督責任により、5月から8月までの4か月間は給料10%減額であることから、7月と8月の2か月は重複することにより、20%減額とするものでございます。

附則の15項、町長の給料月額は、令和2年7月1日から8月31日までの2か月間、10分の2、20%減額の53万6,000円とするものでございます。16項、町長の給料月額は、令和2年9月1日から9月30日までの1か月は、10分の1減額の60万3,000円とするものでございます。

17項、副町長の給料月額は、令和2年7月1日から9月30日までの3か月間、10分の1減額の52万2,000円とするものでございます。

18項、教育長の給料月額、令和2年7月1日から9月30日までの3か月間、10分の1減額の48万6,000円とするものでございます。

この条例は、令和2年7月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第48号の説明とさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

◎日程第9 議案第49号 紀美野町税条例の一部を改正する条例について

◎日程第10 議案第52号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎日程第11 議案第53号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第9、議案第49号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第52号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び日程第11、議案第53号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長（湯上増巳君） それでは、私からは議案第49号、議案第52号、議案第53号について御説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお開きください。

議案第49号、紀美野町税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町税条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、紀美野町税条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

次の8ページを御覧ください。新旧対照表では6ページから9ページを併せて御覧ください。

紀美野町税条例の一部を改正する条例。

紀美野町税条例の一部を、次のように改正する。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措

置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等に係る特例措置を講ずる必要があるため、地方税法等が改正されました。それに伴い、改正を行うものでございます。

附則第10条は読替規定で、固定資産税の課税標準の特例の規定が、地方税法附則第61条及び第62条に新設されたことによる文言の追加でございます。

第61条につきましては、中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例を定めたもので、第62条については、先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例を定めたものでございます。

次に、附則第10条の2、第15項は、先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準をゼロと定めるものでございます。

次に、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の非課税の期限を、令和2年9月30日から令和3年3月31日に6か月間延長する改正です。

次に、附則第23条は、徴収の猶予の特例を定めた地方税法附則第59条が新設されたことに伴う改正で、提出された徴収猶予の申請書の訂正、または添付すべき書類の訂正、もしくは、提出を求められたものの提出期限を定めたもので、その期間については、町税条例第9条第7項に規定する20日を準用する規定となります。

次に、第2条による改正です。附則第10条及び附則第10条の2、第15項は、地方税法の改正に伴う条ずれの改正です。

次に、附則第24条は、寄附金税額控除の特例を定めたもので、文化芸術、スポーツイベントの中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合に、当該辞退した金額のうち、20万円までの金額について、他の寄附金と同様の寄附金税額控除が受けられることを定めた規定でございます。

次に8ページから9ページにかけまして、附則第25条は、住宅借入金等特別税額控除の特例の期限を令和15年度から令和16年度に1年間延長する改正でございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第52号について御説明させていただきます。

議案書の15ページをお開きください。

議案第 5 2 号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 9 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における、保険税の減免に関する規定を整備するため、紀美野町国民健康保険税条例を改正する必要が生じたためでございます。

次の 1 6 ページを御覧ください。新旧対照表では 1 3 ページ、1 4 ページを併せて御覧ください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正する。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により、一定程度の収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、財政支援の対象となる、国民健康保険の減免に対応するため規定を整備する改正です。

附則に、第 1 5 項、第 1 6 項を加える改正で、第 1 5 項は、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に納期限が定められている国民健康保険税について、減免の規定を適用することを定めた改正です。

第 1 5 項、第 1 号、第 2 号は、減免対象者を定めた規定で、第 1 号の対象者は、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。第 2 号の対象者は、事業収入等のうち、いずれかが前年比 3 0 %以上の減少、かつ前年の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下、かつ減少することが見込まれる事業収入等の所得以外の前年の所得が 4 0 0 万円以下である場合となります。

次に、1 6 ページから 1 7 ページにかけまして、第 1 6 項は、減免申請書の提出期限を定めたもので、本来納期限前 7 日までに減免の申請書を提出しなければ、減免が受けられないよう規定されていますが、今回の改正では、納期限が令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間であれば、納期限後の申請でも減免が受けられるよう、別に申請期限を定める改正でございます。

次に、附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第 1 5 項及び第 1 6 項の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第５３号について御説明をさせていただきます。

議案書の１８ページをお開きください。

議案第５３号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町介護保険条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和２年６月９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免に関する規定を整備するため、紀美野町介護保険条例を改正する必要性が生じたためでございます。

次の１９ページをお開きください。新旧対照表では１５ページ、１６ページを併せて御覧ください。

紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例。

紀美野町介護保険条例の一部を、次のように改正する。

今回の改正につきましては、国民健康保険税条例の改正と同様で、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により、一定程度の収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、財政支援の対象となる介護保険料の減免に対応するため、規定を整備するための改正です。

附則に第１１条を加える改正で、第１項は、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間に納期限が定められている介護保険料について、減免の規定を適用することを定めた改正です。

第１項、第１号、第２号は、減免対象者を定めた規定で、第１号の対象者は、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。第２号の対象者は、事業収入等のうち、いずれかが前年比３０％以上の減少、かつ減少することが見込まれる事業収入等の所得以外の所得、前年の所得が４００万円以下である場合となります。

第２項は、減免申請書の提出期限を定めたもので、本来納期限までに、減免の申請書を提出しなければ減免が受けられないよう規定されていますが、今回の改正では、納期限が、令和２年２月１日から令和３年３月３１日までの間であれば、納期限後の申請で

も、減免が受けられるよう、別に申請期限を定める改正です。

附則でございます。この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第 11 条の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用するものでございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

◎日程第 12 議案第 50 号 紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 13 議案第 51 号 紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第 12、議案第 50 号、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第 13、議案第 51 号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、一括議題とします。

説明を願います。住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長（仲岡みち子君） それでは、議案書の 10 ページを御覧ください。

議案第 50 号、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和 2 年 6 月 9 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、紀美野町後期高齢者医療に関する条例の改正を行うものでございます。

改正内容を要約いたしますと、この一部改正により、後期高齢者医療保険において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当の支給を開始することに伴い、紀美野町において、申請受付事務を行うことになるため、号の追加を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、次の 11 ページ及び新旧対照表 10 ページを併せて御覧ください。

紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

紀美野町後期高齢者医療に関する条例の一部を、次のように改正する。

第2条中、第8号を第9号とし、第7号の次に、次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当の支給に関する申請書の提出の受付をするものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案書の12ページを御覧ください。

議案第51号、紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

紀美野町国民健康保険条例の一部を、次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより、療養し、労務に服することができない、被保険者で給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当を支給するため、紀美野町国民健康保険条例の改正を行うものでございます。

改正内容を要約いたしますと、国民健康保険制度においては、任意給付であった傷病手当金が新型コロナウイルス感染症対策として、緊急的、特例的な措置で国が財政支援を行うことになり、県内市町村での傷病手当金支給の統一化を図るものでございます。

次の13ページ、新旧対照表11ページを併せて御覧ください。

紀美野町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

主な改正内容のみ、御説明させていただきます。

紀美野町国民健康保険条例の一部を、次のように改正する。

附則に、次の見出し及び6項を加える。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金。

5、給与等支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当を支給する。

6、傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2

に相当する金額とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

7、傷病手当金の支給金額は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整につきましては、8、給与等の全部または一部を受け取ることができなくなる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受け取ることができる給与等の額が、附則第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

9、前項に規定する者が、その受け取ることができるはずであった給与等の全部または一部につき、その全額を受け取ることができなくなったときは、傷病手当金の全額、その一部を受け取ることができなかった場合においては、その受けた額が傷病手当金の差額より小さいときは、その差額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときはその差額を支給額から控除する。

10、前項の規定により、この町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第5項から第10項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が、令和2年1月1日から要綱で定める日までの間に属する場合に適用する。

以上で、議案第50号及び51号の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

(住民課長 仲岡みち子君 降壇)

◎日程第14 議案第54号 工事請負契約の締結について

○議長（伊都堅仁君） 日程第14、議案第54号、工事請負契約の締結について（令和元年度（繰越）星の動物園プラネタリウム棟新築工事）を議題とします。

説明を願います。教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 議案書の21ページを御覧ください。

議案第54号、工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

契約の目的でございます。令和元年度、令和2年度に繰り越す星の動物園プラネタリウム棟新築工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は1億1,275万円でございます。

契約の相手方は和歌山市6番町26番地、株式会社小池組、代表取締役、小池康之。

別添の議案説明資料の1ページと2ページを御覧いただきたいと思います。

この工事は、星の動物園、星の塔西側に新たに直径8メートルのスクリーンを備えた、鉄筋コンクリート造り平家建ての延床面積150平方メートルのプラネタリウム棟を整備するものでございます。

現在、星の塔には平成21年度に整備したプラネタリウムがございしますが、整備から11年を超え、補修部品の供給が終了しており、万一の故障時の対応が難しい状況となっております。

また、現在のプラネタリウムは、1回の収容定員が少人数となっており、夜の曇天時にはお客様を長時間お待たせしてしまうようなことも発生しております。

今回、新たにプラネタリウム棟を整備し、星の動物園の魅力アップを図るものでございます。

入札の詳細につきましては、説明資料のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第54号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

◎日程第15 議案第56号 訴えの提起について

○議長(伊都堅仁君) 日程第15、議案第56号、訴えの提起について議題とします。

説明を願います。企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長(坂 詳吾君) それでは、議案書の23ページから24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第56号、訴えの提起について。

町営住宅の明渡し等の請求に関し、下記のとおり訴えを和歌山地方裁判所に提起し、または和解するため地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

1、相手方は、議案書に記載のとおりであり、この方の相続人が不存在のため、相続財産は法人となりますが、この法人の代表者「相続財産管理人」がいないため、特別代理人の選任をする必要があります。

2、本件建物の所在地ですが、（1）所在は、紀美野町下佐々866番地1。

（2）家屋は下佐々第8団地302号室でございます。

3、請求の要旨でございます。

次のとおり、判決及び仮執行の宣言を求める。

（1）相手方に対し、上記町営住宅の明渡し及び車両撤去、駐車場の明渡し並びに明渡し完了までの損害金の支払いを求める。

（2）相手方に対し、死亡に際し、原告が立替払いしている費用の支払いを求める。

（3）相手方に対し、訴訟費用（印紙、郵券等）の負担を求める。

4、事件の概要でございます。

（1）本件、町営住宅に平成21年6月1日から居住していた入居者（以下、入居者と言う）が当該住宅において死亡しました。

（2）このことから本町は、入居者に対して町営住宅の明渡しの請求を求めたいのですが、入居者の死亡により明渡し請求を行うことができず、また法定相続人の調査を行ったものの、法定相続人はいなかったため、明渡し等の交渉をすることができなかったものでございます。

（3）以上の経緯から、相続人不存在のため、相続財産は法人となりますが、相続財産管理人がいないため、和歌山地方裁判所に対して、特別代理人選任の申立てを行い、相続財産法人を被告とし、町営住宅の明渡し等を求める訴えを提起するものでございます。

5、訴訟追行の方針としましては、（1）訴訟代理人として弁護士に依頼する。

（2）上記訴訟において必要があるときは適当と認める条件で特別代理人と和解することができるというものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第56号の説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

◎日程第16 議案第57号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)について
○議長(伊都堅仁君) 日程第16、議案第57号、令和2年度紀美野町一般会計
補正予算(第4号)について議題とします。

説明をお願いします。総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長(細峪康則君) それでは、議案書の26ページをお開きください。

議案第57号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第4号)。

令和2年度紀美野町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,745万2,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億17万5,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金22万円の増額補正で、児童手当電算
システム改修に伴う、子ども・子育て支援事業補助金でございます。

5目教育費国庫補助金9万9,000円の増額補正で、学校の臨時休業対策費補助金
でございます。

16款県支出金、2項1目総務費県補助金145万円の増額補正で、洪水ハザードマ
ップ作成事業に係る和歌山防災力パワーアップ補助金でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金3,476万9,000円の増額補正で、

基金を取り崩して、繰り入れてございます。

2 1 款諸収入、4 項 1 目雑入で 5 4 1 万 4,0 0 0 円の増額補正でございます。税回収機構に派遣している職員の人件費 4 4 1 万 4,0 0 0 円と、消防団の小型動力ポンプ整備事業に係るコミュニティ助成金としての 1 0 0 万円でございます。

2 2 款町債、1 項 5 目消防債、消防団の小型動力ポンプ整備事業のコミュニティ助成事業採択のため、起債 4 5 0 万円を減額するものでございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の 4 ページをお開きください。

歳出では、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費について、一般職の人件費を多くの箇所では補正計上をしております。この人件費関連の補正につきましては、主に 4 月の人事異動に伴うものでございますので、詳しい説明は省略させていただきますことを御了承いただきたく存じます。

それでは、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3 5 5 万 8,0 0 0 円の人件費の増額補正です。なお、この中には町長、副町長の給与減額分も含まれてございます。

5 目企画費 9 8 万 4,0 0 0 円、人件費の増額補正でございます。

6 目電子計算費 4 8 万 2,0 0 0 円の増額補正で、テレビ会議システム構築委託料でございます。

5 ページにわたりまして、1 1 目防災諸費 4 3 7 万 5,0 0 0 円の増額補正で、人件費の減額のほか、避難所用の衛生環境確保のため消毒液など 1 3 4 万円、貴志川の浸水危険箇所を周知するための洪水ハザードマップの作成委託料 3 3 0 万円、国道 3 7 0 号大角付近の消火栓設置のため 5 8 万 3,0 0 0 円を計上してございます。

2 項 1 目税務総務費 4 3 0 万 2,0 0 0 円で人件費の減額補正です。

6 ページにわたりまして、5 項 1 目指定統計費 9 1 万 6,0 0 0 円の増額補正で、国勢調査に伴う会計年度任用職員の人件費でございます。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 1 4 6 万 8,0 0 0 円で人件費の減額補正。

2 目国民年金事務費 1 7 0 万 9,0 0 0 円で人件費の減額補正。

7 ページにわたりまして、3 目老人福祉費 2 3 5 万円の増額補正で、いずれも人事異動によるものでございます。

1 1 目国民健康保険事業費 5 6 9 万 4,0 0 0 円の減額補正。

12目では介護保険事業費779万5,000円の増額補正。

13目後期高齢者医療費139万4,000円の増額補正で、いずれも主に人事異動に伴う特別会計への繰出金でございます。

2項1目児童福祉総務費296万5,000円の減額補正。

8ページにわたりまして、4目保育所費868万8,000円の減額補正で、いずれも人件費でございます。

7目児童手当費33万円の増額補正で、電算システム改修委託料でございます。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費793万9,000円の減額補正で、人件費でございます。

9ページにわたりまして、4目環境衛生費620万8,000円の減額補正です。

18節の簡易水道事業会計補助金24万円増額と、27節の特別会計繰出金612万5,000円減額につきましても、人事異動に伴うものでございます。

18節の飲料水供給施設整備補助金261万8,000円につきましては、奥佐々中田地区の飲料水供給施設の整備によるものでございます。

7目診療所費475万6,000円の増額補正で、主に人事異動に伴う特別会計への繰出金でございます。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費108万円の増額補正で、委員の報酬でございます。

2目農業総務費696万6,000円の減額補正で、人件費でございます。

3目農業振興費106万4,000円の増額補正で、雨山の郷水辺公園の修繕料30万9,000円と梅本加工所のおみその自動発酵機75万5,000円を購入する費用でございます。

10ページにわたりまして、4目耕地総務費46万9,000円の人件費の増額補正です。

27節の農業集落排水事業特別会計繰出金38万3,000円増額につきましても、人事異動に伴うものでございます。

6目地籍調査事業費459万3,000円の減額補正で、一般職員と会計年度任用職員の人件費でございます。

11ページにわたりまして、2項1目林業総務費895万5,000円の人件費の増額補正でございます。

4 項 1 目山村振興総務費 5 6 万 9, 0 0 0 円の人件費の減額補正でございます。

1 2 ページにわたりまして、6 款商工費、1 項 1 目商工振興費 7 8 万 7, 0 0 0 円の減額補正、2 目観光費 9 4 万 8, 0 0 0 円の減額補正で、いずれも人件費でございます。

7 款土木費、1 項 1 目土木総務費 2 0 万円の増額補正で、災害緊急崖崩れ対策事業の精算に伴う過年度返還金でございます。

2 項 1 目道路橋梁維持費 3, 3 6 6 万 8, 0 0 0 円の増額補正でございます。

1 2 節で、橋梁の塗膜に含まれる P C B の調査を行う委託料に 1, 0 0 0 万円。

1 4 節で、残土処分場への町道神野市場福田線の緊急補装補修の工事費 2, 2 0 0 万円。

1 7 節で、道路維持作業に使用する軽のダンプ 1 台を購入する費用 1 6 1 万 1, 0 0 0 円を計上してございます。

1 3 ページに移りまして、2 目道路橋梁新設改良費 3 9 3 万 7, 0 0 0 円の減額補正です。人件費 7 9 3 万 7, 0 0 0 円の減額と、1 2 節では、谷地区の町道中尾線の水路改修工事測量設計業務委託料として、4 0 0 万円を計上してございます。

1 4 ページにわたりまして、3 項 1 目住宅管理費 1 1 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正でございます。

1 2 節では、町営住宅下佐々第 8 団地内の部屋明渡し等請求の訴訟に係る費用に、弁護士委託料として 5 2 万円を計上してございます。

5 項 1 目建設残土処理費 1 3 万円の増額補正でございまして、バックフォアの部品の購入費でございます。

8 款消防費、1 項 1 目常備消防費 4 9 1 万 1, 0 0 0 円の増額補正で、消防庁舎建設検討委員会委員の報酬 2 1 万円を含んでございます。

2 項非常備消防費、消防団の小型動力ポンプ整備事業にコミュニティ助成金 1 0 0 万円が採択されたため、財源の入替えて、補正の増減はありません。

1 5 ページにわたりまして、9 款教育費、1 項 2 目事務局費 6 2 4 万 7, 0 0 0 円の人件費の減額補正でございます。なお、この中には教育長の給与減額分も含まれてございます。

3 目教育諸費 2 6 万 6, 0 0 0 円の増額補正で、学校運営協議会委員報酬 1 3 万 3, 0 0 0 円と臨時休業に伴う学校給食用牛乳供給停止に係るキャンセル料の補償として、1 3 万 3, 0 0 0 円を計上してございます。

2 項 1 目学校管理費 1 2 9 万 5 , 0 0 0 円の増額補正で、野上小学校の駐車場の舗装工事費でございます。

2 目教育振興費 6 1 2 万円の増額補正で、小学校 3 校に i P a d の保管庫と各学級にプリンターを導入する費用でございます。

3 項 2 目教育振興費 2 2 3 万 7 , 0 0 0 円の増額補正で、中学校 2 校の各学級にプリンターを導入する費用でございます。

1 6 ページに移りまして、4 項 1 目社会教育総務費 3 9 7 万 3 , 0 0 0 円の減額補正、4 目人権教育費 3 0 9 万 8 , 0 0 0 円の増額補正で、いずれも人件費でございます。

5 目文化財保護費 3 万 9 , 0 0 0 円の増額補正で、十三神社の防火対策補助金でございます。

7 目星の動物園管理運営費 4 5 万円の増額補正で、人件費でございます。

1 7 ページに移りまして、9 目真国区民センター管理運営費 6 3 万円の増額補正で、消防設備の修繕料でございます。

5 項 1 目保健体育総務費 1 8 7 万 4 , 0 0 0 円の増額補正で、これは人件費でございます。

2 目体育施設管理運営費 6 9 万 8 , 0 0 0 円の増額補正で、テニスコートの照明設備の修繕料でございます。

恐れ入りますが、議案書の 3 0 ページをお開きください。

第 2 表債務負担行為補正でございます。

変更するものは、紀美野町生活営農資金利子補給でありまして、期間は令和 2 年度から令和 6 年度までとし、限度額につきましては補正前に同じでございます。

第 3 表地方債補正でございます。

一般単独事業債の限度額を 4 5 0 万円減額の 3 億 6 3 0 万円に変更するものでございます。なお、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

次の 3 1 ページをお開きください。

令和元年度紀美野町繰越明許費繰越計算書でありまして、御高覧いただきたく存じます。

以上、議案第 5 7 号、令和 2 年度紀美野町一般会計補正予算（第 4 号）の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

(総務課長 細峪康則君 降壇)

◎日程第 17 議案第 58 号 令和 2 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) について

◎日程第 18 議案第 59 号 令和 2 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正
予算 (第 1 号) について

◎日程第 19 議案第 60 号 令和 2 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第
1 号) について

○議長 (伊都堅仁君) 日程第 17、議案第 58 号、令和 2 年度紀美野町国民健康
保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について、日程第 18、議案第 59 号、令和 2 年
度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号) について及び日程第 1
9、議案第 60 号、令和 2 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて、一括議題とします。

説明をお願いします。住民課長、仲岡君。

(住民課長 仲岡みち子君 登壇)

○住民課長 (仲岡みち子君) それでは、議案書の 32 ページを御覧ください。

議案第 58 号、令和 2 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)。

令和 2 年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、次に定める
ところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 371 万 4,000 円を減額し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 3,180 万 8,000 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 9 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の 20 ページをお願いします。

歳入でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 198 万円の増額補正でござ
います。これにつきましては、議案第 51 号において上程させていただいてございます、
新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して、傷病手当として特別調整交付
金、災害その他特別事業分として全額交付される予算でございます。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5 6 9 万 4, 0 0 0 円の減額補正でございます。これにつきましては、人事異動に伴う職員給与等繰入金の減額でございます。

次の 2 1 ページを御覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5 6 9 万 4, 0 0 0 円の減額補正でございます。これにつきましては、4 月の人事異動に伴い担当職員の配置替えによるものでございます。

2 款保険給付費、6 項 1 目傷病手当金、1 8 節負担金補助及び交付金 1 9 8 万円の増額補正でございます。感染者の給与所得が不明のため、国保加入者、令和元年度の給与収入の平均額としました。結果、平均月額 9 万 9, 0 0 0 円となり、その 3 分の 2 を給付することになります。1 月から遡及適用としていますが、現在のところ該当者がおられませんので、4 月から 9 月末までの 6 か月間として 5 人分を計上させていただいております。

以上、令和 2 年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 3 6 ページを御覧ください。

議案第 5 9 号、令和 2 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 2 年度紀美野町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 7 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 9 2 9 万 9, 0 0 0 円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 6 月 9 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の 2 4 ページを御覧ください。

歳入でございます。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目僻地診療所対策費補助金 2 1 万 8, 0 0 0 円の増

額補正でございます。これにつきましては、当初予算計上させていただきました医療用備品の規格変更により補助対象額以下となりましたので、対象備品を変更したことに伴う増額補正でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 4 7 5 万 6, 0 0 0 円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出における職員の人事異動に伴う人件費 2 0 8 万 4, 0 0 0 円、医療用備品及び過年度返還金 2 6 7 万 2, 0 0 0 円に対する財源でございます。

次の 2 5 ページを御覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費 3 0 6 万 1, 0 0 0 円の増額補正でございます。これにつきましては、医師及び看護師の異動に伴う人件費 2 0 8 万 4, 0 0 0 円の増額補正でございます。

1 7 節備品購入費、電子カルテ外部接続用パソコン 2 台の購入費 2 5 万 3, 0 0 0 円、遠隔診療を実施することに伴い双方の診療において受診が可能となり、患者さんの利便性の向上が図れることとなります。

2 2 節償還金利子及び割引料 7 2 万 4, 0 0 0 円、これにつきましては、元年度の僻地医療対策補助金の精算に伴う過年度返還金でございます。

2 款医療費、1 項 1 目医療用機械機器費、1 7 節備品購入費 1 8 9 万 3, 0 0 0 円増額補正でございます。この内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため、医療用空気清浄機 3 台 5 1 万 3, 0 0 0 円、真国、細野診療所の診察室へ、また長谷毛原診療所の待合室にそれぞれ設置予定でございます。また、超音波、画像診断装置、携帯用ポケットエコー及びネットワーク接続機器一式の整備費 1 3 8 万円でございます。これにつきましては、看護師が訪問診療時に医師の指導に基づき使用するエコーです。外来診療中の医師との連携が図れることになり在宅医療の向上につながるようになります。この整備費につきましては、僻地診療所対策費補助金の対象事業でございます。

2 款 1 項 2 目医療用消耗品費、1 0 節需用費 2 万円、消耗品費の増額補正でございます。これにつきましては、真国診療所分包機・包装紙 1 ロール購入費でございます。

以上、令和 2 年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書の 4 0 ページをお願いいたします。

議案第 6 0 号、令和 2 年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

令和２年度紀美野町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３９万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億７,４２３万１,０００円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和２年６月９日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の２８ページを御覧ください。

歳入でございます。

３款繰入金、１項１目一般会計繰入金、４節職員給与費繰入金として１３９万４,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、歳出における職員の人件費の増額分を一般会計より繰り入れてるものでございます。

次の２９ページを御覧ください。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費１３９万４,０００円の増額補正でございます。これにつきましては、人事異動に伴う職員の人件費の増額によるものでございます。

以上、令和２年度紀美野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

以上で、特別会計の３議案の説明とさせていただきます。御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

（住民課長 仲岡みち子君 降壇）

◎日程第２０ 議案第６１号 令和２年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第２０、議案第６１号、令和２年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）について議題とします。

説明を願います。保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、議案書の４４ページをお開きください。

議案第61号、令和2年度紀美野町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度紀美野町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ851万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,361万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

続きまして、予算に関する説明書の32ページをお願いします。

なお、今回の補正につきましては、全て4月の人事異動に伴うものでございます。

歳入でございます。

3款2項1目調整交付金及び2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業のそれぞれ8万1,000円、16万4,000円の増額補正は、一般介護予防事業の担当職員の異動によるものでございます。また、4款1項2目地域支援事業、支援交付金の22万2,000円の増額補正及び5款2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業の10万3,000円の増額補正及び7款1項2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業の10万3,000円の増額補正についても、一般介護予防事業の担当職員の異動によるものでございます。

7款1項2目事務費繰入金の769万2,000円については、一般管理事務職員の1名の増員及び異動によるものでございます。

続いて、33ページを御覧ください。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金の15万1,000円の増額補正についても、一般介護予防事業の担当職員の異動によるもので、不足による基金繰入れでございます。

続いて、歳出でございます。

34ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費の769万2,000円の増額補正は、人事異動に伴う職員の1名の増及び職員の異動によるものでございます。

3款2項1目一般介護予防事業費の824万円は、担当職員の異動に伴う増額補正でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第61号の説明といたします。よろしく願います。

訂正をお願いします。

34ページの3款2項1目の一般介護予防事業の824万と言わせてもらったんですが、正しくは82万4,000円でございます。失礼しました。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

◎日程第21 議案第62号 令和2年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(伊都堅仁君) 日程第21、議案第62号、令和2年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

説明を願います。建設課長、米田君。

(建設課長 米田和弘君 登壇)

○建設課長(米田和弘君) それでは、議案書の48ページをお願いいたします。

議案第62号、令和2年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度紀美野町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,514万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、予算に関する説明書の37ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

3款繰入金、1項1目繰入金で、一般会計からの繰入金38万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、次の38ページを御覧ください。

3、歳出でございます。

1款総務費、1項1目一般管理費で38万3,000円の増額補正でございます。内容といたしましては、担当職員の人事異動に伴うもので、2節給料で9万円の減額補正、

3節職員手当で41万3,000円の増額補正、4節共済費で6万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度紀美野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

（建設課長 米田和弘君 降壇）

◎日程第22 議案第63号 令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第23 議案第64号 令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（伊都堅仁君） 日程第22、議案第63号、令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について及び日程第23、議案第64号、令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、一括議題とします。説明をお願いします。水道課長、長生君。

（水道課長 長生正信君 登壇）

○水道課長（長生正信君） それでは、議案書52ページをお開きください。

議案第63号、令和2年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度紀美野町の東部簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ312万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,346万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書41ページをお開きください。

歳入でございます。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金612万5,000円の減額でございます。4月の人事異動に伴う人件費の減によるものでございます。

6款諸収入、1項1目雑入で、水道管移設工事補償金300万円の増額でございます。

次に、４２ページをお開きください。

歳出でございます。

１款衛生費、１項１目一般管理費６１２万５,０００円の減額でございます。４月の人事異動に伴い、２節給料で３００万円、３節職員手当等で２１２万５,０００円、４節共済費で１００万円がそれぞれ減額になったためでございます。

続きまして、２目作業費、１４節工事請負費で、毛原下地区国道３７０号の道路改良に伴い、県より水道管の移設要請があったためでございます。本年度は、仮設工事として３００万円を計上しております。国道の専用部分ではありますが、仮設工事の場合は補償対象となることから、特定財源のその他として補償金３００万円を計上してございます。

以上、簡単ではございますが令和２年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案書５６ページをお開きください。

議案第６４号、令和２年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第１号）。

（総則）

第１条、令和２年度紀美野町西部簡易水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第２条、令和２年度紀美野町西部簡易水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第１款水道事業収益１億１,０１２万６,０００円に対し、２４万円増額の１億１,０３６万６,０００円。

第２項営業外収益７９４万９,０００円に対し、２４万円増額の８１８万９,０００円。

次に、支出です。

第１款水道事業費用９,９９４万４,０００円に対し、２４万円増額の１億１８万４,０００円。

第１項営業費用９,００１万１,０００円に対し、２４万５,０００円増額の９,０２５万６,０００円。

第３項予備費６３５万３,０００円に対し、５,０００円減額の６３４万８,０００円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号職員給与費2,266万1,000円に対し、24万5,000円増額の2,290万6,000円。

他会計からの補助金。

第4条、児童手当に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、24万円である。

令和2年6月9日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次に、予算に関する説明書45ページをお開きください。

令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細書でございます。今回の補正は、4月の人事異動に伴う人件費の補正となっております。

（収益的収入及び支出）でございます。

収入でございます。

1款2項5目1節一般会計補助金24万円の増額です。人件費のうち、児童手当を一般会計から補助金として受け入れるものでございます。地方公営企業職員の繰出し基準に基づくものでございます。

46ページをお開きください。

支出でございます。

1款1項営業費用において24万5,000円の人件費の増額につきましては、2目配水及び給水費の人件費において69万9,000円の増額と、4目業務総係費の人件費において45万4,000円の減額によるものでございます。この人件費24万5,000円の増額のうち、一般会計補助金24万円の残額5,000円につきましては、支出の3項予備費の5,000円減額し、対応させていただいております。補正額につきましては、収入支出それぞれ24万円の増額となるものでございます。

47ページの予定キャッシュフロー計算書につきましても、人件費の変動によるものでございます。業務活動によるキャッシュフローの人件費では引当金を除く今年度支出予定額20万5,000円を計上し、負担金補助金収入では児童手当の補助金収入24万円を計上しており、資金期末残高につきましては、3万5,000円増額の2億6,935万3,000円の予定となっております。

以上、簡単ではございますが令和2年度紀美野町西部簡易水道事業会計補正予算（第

1号)の説明とさせていただきます。御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

(水道課長 長生正信君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。
お諮りします。

明日10日から15日までの6日間、議案精読のため休会し、16日午前9時から会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊都堅仁君) 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

散 会

本日は、これをもって散会します。

(午前10時54分)